

## カーボン・オフセット推進ネットワーク 会則の改正(新旧表)

平成 26 年 6 月 11 日の平成 26 年度通常総会にて、以下の会則改正について可決されました。

該当箇所	旧会則(平成 25 年 1 月 22 日改正)	改正後
第 1 条	(2) ネットワークは、主たる事務所を東京都港区芝公園 3 丁目 1 番 8 号に置く他、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。	(2) ネットワークは、主たる事務所を東京都港区西新橋 3 丁目 25 番 33 号に置く他、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
第 4 条	(2) 独立監査人による監査を行っている事業者およびその子会社、公益法人・政府認定団体(民法第 34 条の法人における旧社団法人、旧財団法人と特定公益増進法人、認定 NPO)、政府出資会社は、特段の理由がない限り入会申請の資格を有するものとし、理事会の承認を経て入会を認め、入会申込者に対しその旨を通知するものとする。それ以外の事業者および団体においては、原則として会員 1 社の推薦を必要とする。	(2) 独立監査人による監査を行っている事業者およびその子会社、公益法人・政府認定団体(民法第 34 条の法人における旧社団法人、旧財団法人と特定公益増進法人、認定 NPO)、政府出資会社は、特段の理由がない限り入会申請の資格を有するものとし、理事会の承認を経て入会を認め、入会申込者に対しその旨を通知するものとする。それ以外の事業者および団体においては、原則として会員 1 団体の推薦を必要とする。
第 7 条	本会に次の役員をおく。理事会社及び監事会社は、相互にこれを兼ねることができない。 (1) 理事会社 10 社以上、15 社以内 理事会社はこの会則の定めおよび総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。 (2) 監事会社 2 社以上 監事会社は理事会社の業務執行の状況、および本会の財産状況を監査し、会員に報告する。監事会社は理事会に出席し、意見を述べることができる。	本会に次の役員をおく。理事団体及び監事団体は、相互にこれを兼ねることができない。 (1) 理事団体 10 団体以上、15 団体以内 理事団体はこの会則の定めおよび総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。 (2) 監事団体 2 団体以上 監事団体は理事団体の業務執行の状況、および本会の財産状況を監査し、会員に報告する。監事団体は理事会に出席し、意見を述べることができる。
第 12 条	(1) 理事会は理事会社をもって構成され、総会に付議すべき事項、総会で議決した事項の執行に関する事項、その他会務の執行に関する事項を議決する。活動の円滑な実施のため、必要に応じて会員により構成される委員会を総会の下部組織として設置できる。 (2) 監事会は監事会社により構成され、監事業務に関する事項を議決する。	1) 理事会は理事団体をもって構成され、総会に付議すべき事項、総会で議決した事項の執行に関する事項、その他会務の執行に関する事項を議決する。活動の円滑な実施のため、必要に応じて会員により構成される委員会を総会の下部組織として設置できる。 (2) 監事会は監事団体により構成され、監事業務に関する事項を議決する。

当該改正については平成 26 年 6 月 11 日より施行する。